

佐賀県告示第129号

佐賀県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年佐賀県告示第392号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年佐賀県告示第391号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、佐賀県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（会議の議決）</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条・第8条 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）その他の国際約束の対象となる調達</u>に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年佐賀県告示第391号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、佐賀県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>（会議の議決）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>（議事録）</u></p> <p><u>第7条 委員会においては、議事録を作成する。</u></p> <p>第8条・第9条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。